

定住自立圏構想の概要

平成20年7月
総務省

経済財政改革の基本方針2008における記述

第2章 成長力の強化

2. 地域活性化

(1) 地方再生

地方の元気は日本の活力の源である。「地方再生戦略」等に基づき、地方分権改革の推進とあいまって地方の創意工夫をいかした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押しするとともにPDCAを着実に実施する。

【改革のポイント】

1. 「地方再生戦略」に基づき、地方が主体となって取り組む事業の立ち上がり段階を「地方の元気再生事業」等により国が全面的に応援する。地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、地域力再生機構を創設する。
2. 中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる。

【具体的手段】

(1) 地域活性化の支援

・「地方再生戦略」に基づき、地方都市、農山漁村及び過疎・離島など基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を実施する。平成20年度においては「地方の元気再生事業」の対象を7月に選定し、人材育成・社会実験の実施等を中心に支援する。平成21年度に向けては、定住自立圏構想や広域地方計画などの地域間連携の仕組みの下で、地域成長力強化、地域生活基盤確保及び低炭素社会づくりを重点に地域活性化の戦略を展開する。

(略)

(2) 都市機能の集約化とネットワーク化

定住自立圏構想をプラットフォームとして、今年度から地方公共団体と意見交換しながら具体的な圏域形成を進めるとともに、各府省連携して支援措置等を講ずる。まちの再設計を図るため、市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中する取組を支援する。また、「地域公共交通活性化法」に基づき、住民の足の確保に対し支援する。

※平成20年5月23日の経済財政諮問会議において、総務大臣から「定住自立圏構想」を説明し、総理大臣から各省庁が連携して本構想を進めるようにとの指示。

地方圏の厳しい現状

(2005年→2035年)

人口減少

少子高齢化

総人口は約13%減少見込み

(約12776万人→約11068万人)

年少人口は約40%減少見込み

(約1759万人→約1051万人)

高齢者人口は約45%増加見込み

(約2576万人→約3725万人)

大都市圏への
人口偏在

三大都市圏

地方圏

1975年



2005年



2035年

約5323万
人

大幅増

(+1095万人)

約6418万
人

減

(▲530万人)

約5888万
人

約5871万
人

増

(+487万人)

約6358万
人

大幅減

(▲1178万人)

約5180万
人

合計 (+1582万人)

(▲1708万人)

目指すべき方向

人の流れの創出

「東京圏への人口流出防止」
「地方圏への人の流れの創出」
(⇒内需の振興にも寄与)



分権型社会にふさわしい 社会空間の形成



ライフステージに応じた 多様な選択肢の提供



- 安心して暮らせる地域
- 中心市と周辺市町村が連携・役割分担
- 生活に必要な都市機能(民間機能・行政機能)を確保



定住自立圏

基本的考え方

選択と集中

- 全ての国民にとって必要な機能を確保しつつ、地方の自主的な取り組みを重点支援。
- 単なる地方へのバラマキではない考え方。

集約とネットワーク

- 全ての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難に。
- 中心市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、周辺地域と連携・交流

総務省としての支援

- ・ ICT(新しい公共事業)
- ・ 中心市に対する財政措置(交付税・地方債)
- ・ 中心市に都道府県の権限を移譲

各府省の支援

- ・ 医療、福祉 (厚生労働省)
- ・ 住宅、交通 (国土交通省)
- ・ 農林水産業(農林水産省)
- ・ …… 等

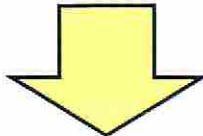
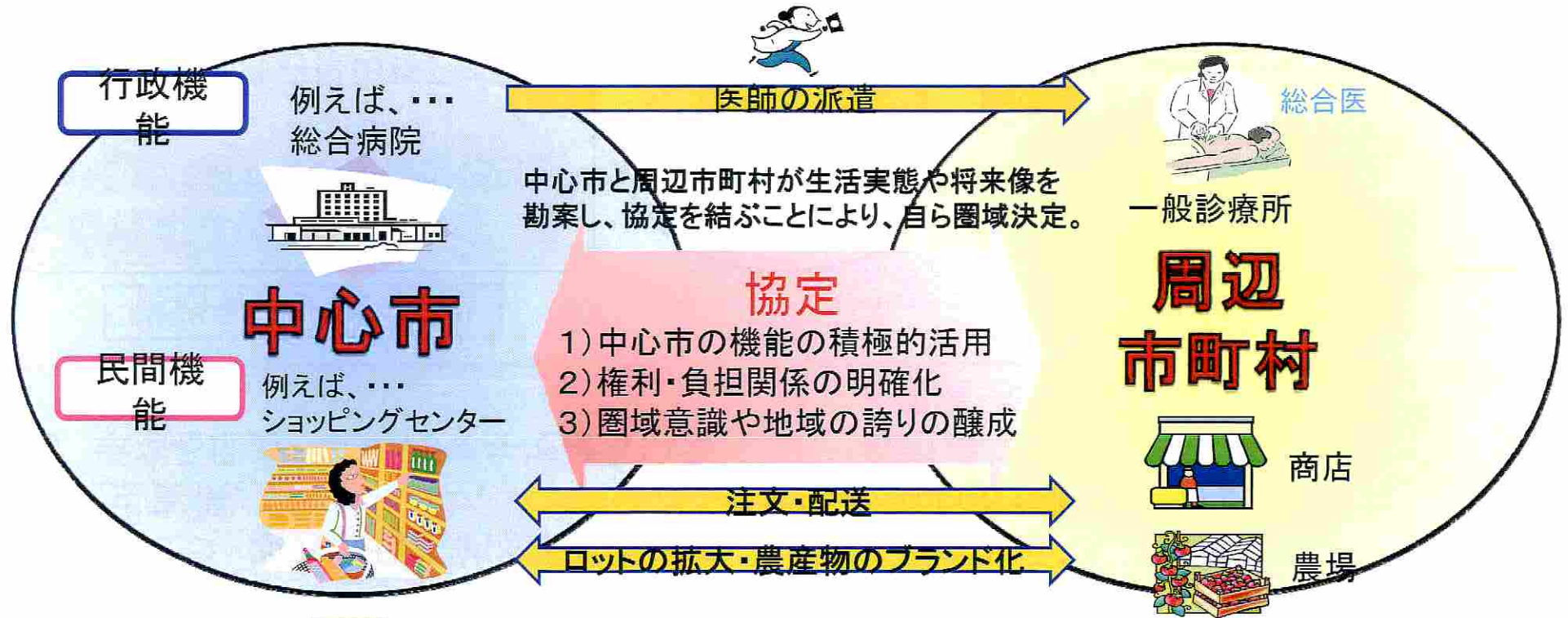
立案・実施の
各段階で連携

定住自立圏

地方政策展開のプラットフォーム

定住自立圏のイメージ

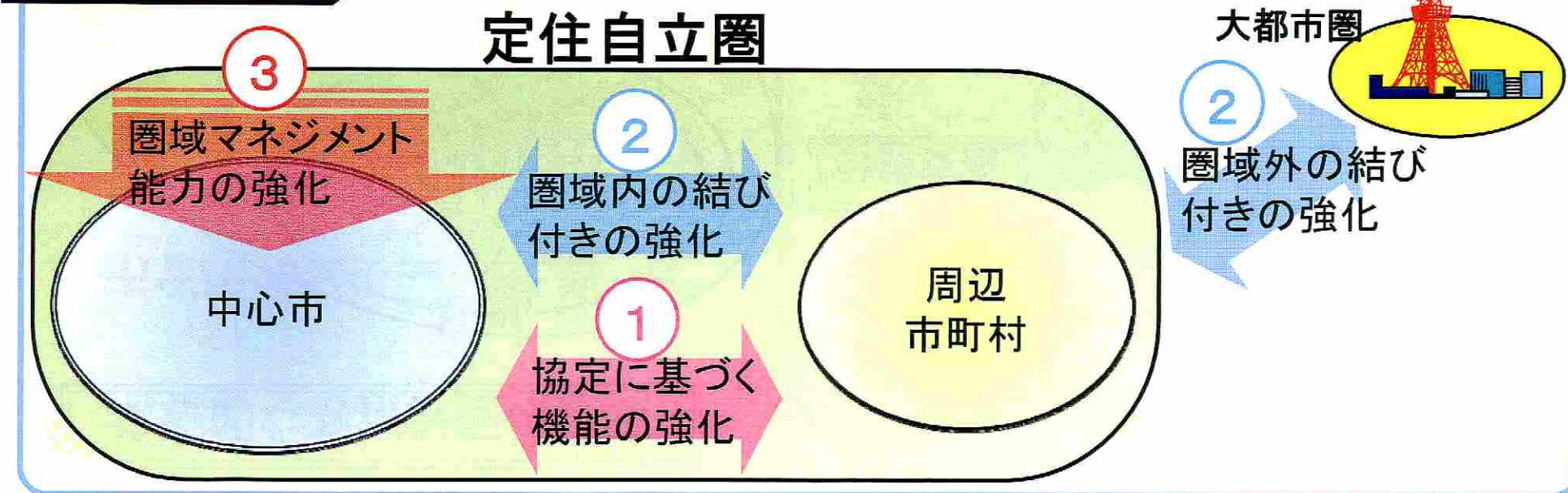
定住自立圏



地域の中心市が圏域の核
(●人口5万人以上「全国総人口の8割強をカバー」 ●昼夜間人口比率1以上)

定住自立圏における施策の基本的考え方

3つの視点



新しい枠組みの構築

○ 国・都道府県・市町村という枠組みの下ではこれまで困難とされてきた施策や権限移譲を特例的に行う。

人材の確保・育成

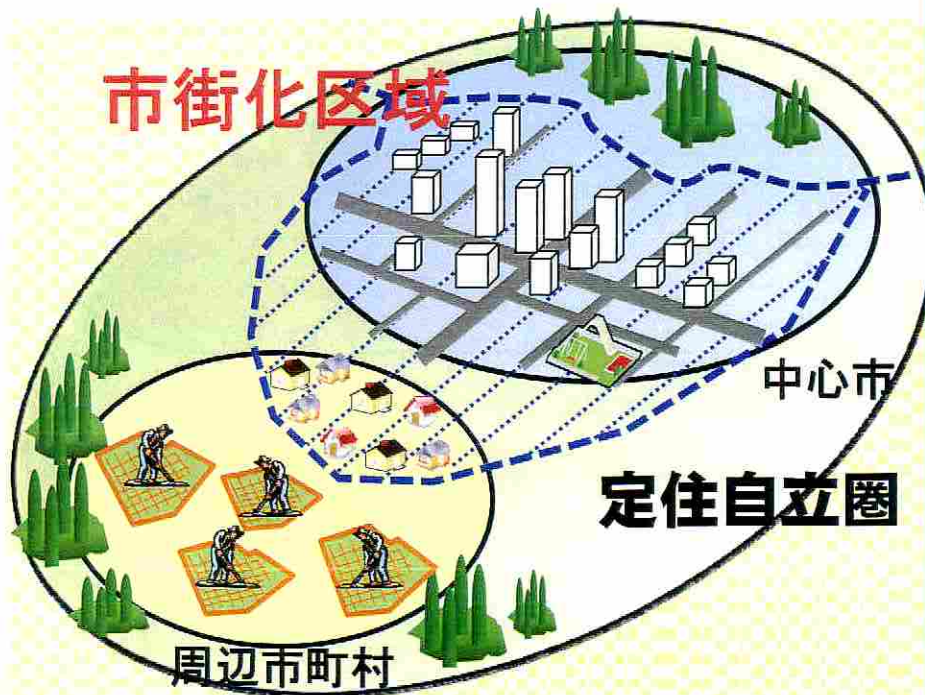
○ 地域における人材の発掘、育成や、大都市圏から地方圏への人材環流を促す取り組み等を支援。

定住自立圏における施策の例①

- ◆ 定住自立圏において、広域的な都市計画を策定可能に

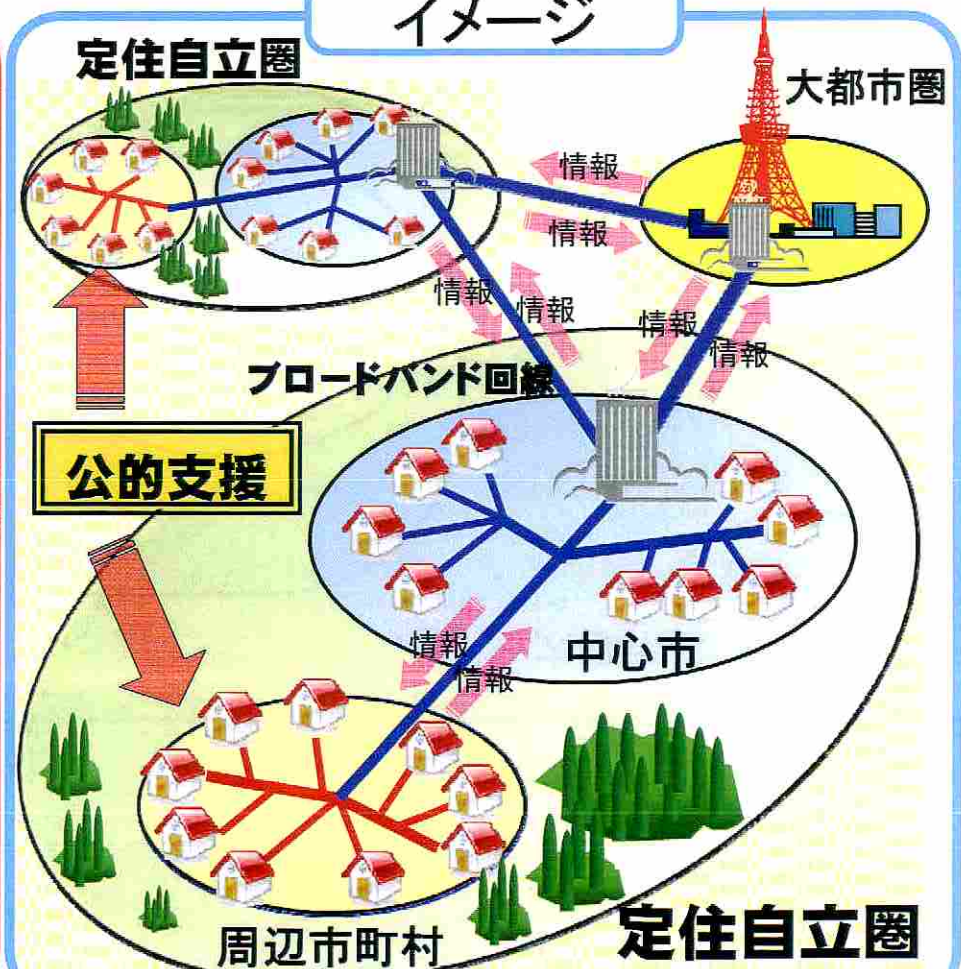
イメージ

広域的な都市計画の策定



- ◆ 不採算地域におけるブロードバンド整備への公的支援

イメージ



定住自立圏における施策の例②

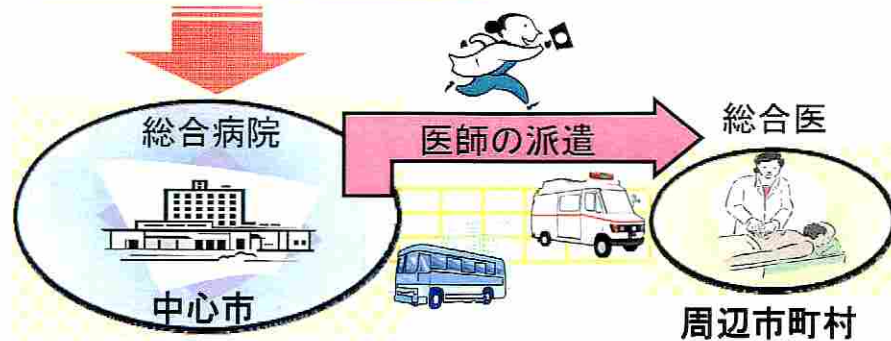
- ◆ 病院と診療所の連携による医療の役割分担の徹底、遠隔医療の推進

- ◆ 環境や食料生産など、圏域の大きな財産に着目した大都市圏との連携

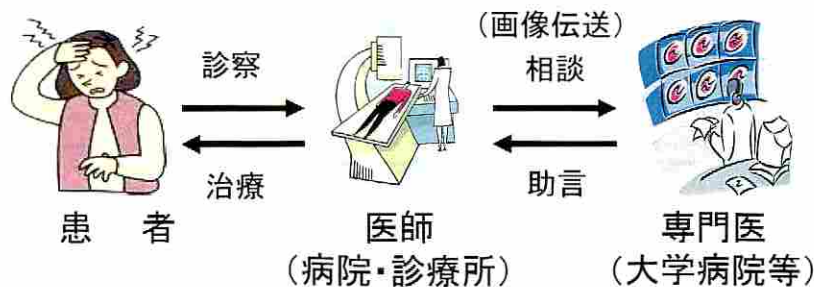
イメージ

<病院と診療所の連携>

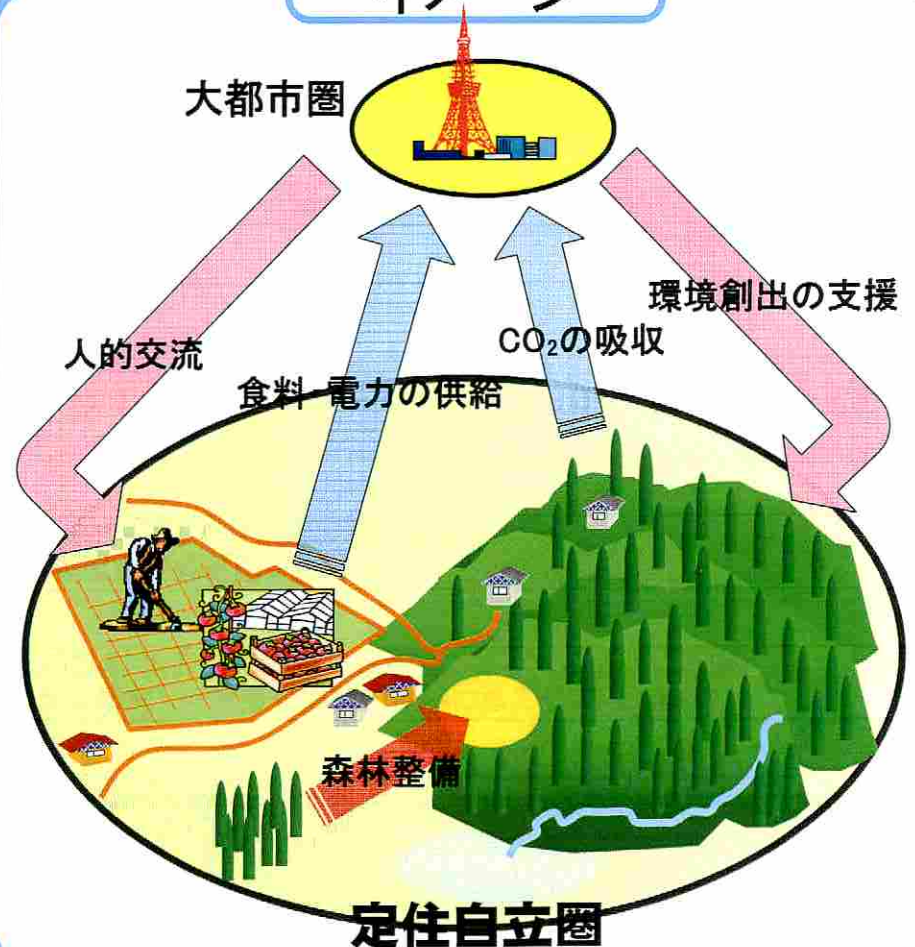
国による医師確保支援



<遠隔医療の推進>



イメージ



広域行政圏施策の概要

広域市町村圏
「昭和44年」

「広域行政圏」

大都市周辺地域
広域行政圏
「昭和52年」

趣旨

- 市町村が当面する諸問題の解決、国土の均衡ある発展、過疎過密問題の解決に資することを目的。
- 道路等の広域ネットワークの形成及びごみ・し尿処理、消防等の**広域事務処理システムの整備**に主眼。

設定

- 関係のある市町村と協議のうえ、**都道府県知事が広域市町村圏を設定**。
- 広域市町村圏を設定する場合には、都道府県知事は、**あらかじめ自治大臣と協議**。

基準

- おおむね人口10万人以上の規模**。
- 「就業、医療、教育、娯楽その他日常生活上の通常の需要が、その中でほぼ充足されるような都市及び周辺農山漁村地域を一体とした圏域」・「都市的施設及び機能の集積を有する中心市街地が存在」・「中心市街地とその他の市街地や集落を連絡する交通通信体系が既に整備」
- 平成20年7月現在、**全国で334圏域**。

組織

- 圏域の振興整備を推進するための主体(広域行政機構)として、**一部事務組合又は地方公共団体の協議会を設置**。

趣旨

- 大都市周辺地域における市町村の**広域行政体制の整備・広域的計画策定及び施策の実施の促進**。
- 大都市周辺地域の急速な人口集中と市街地のスプロール化に対処。

設定

- 関係のある市町村と協議のうえ、**都道府県知事が広域市町村圏を設定**。
- 広域市町村圏を設定する場合には、都道府県知事は、**あらかじめ自治大臣と協議**。

基準

- おおむね人口40万人程度**。
- 「地理的歴史的又は行政的に一体と認められる圏域を形成」・「一体的な将来像を描き、達成するために必要な都市的行政課題が存在」
- 平成20年7月現在、**全国で25圏域**。

組織

- 圏域の主体(広域行政機構)として、**地方公共団体の協議会を設置**。